平成２７年（フ）第７号
福島県喜多方市塩川町御殿場５丁目58番地市営御殿場団地７棟202号、前住所福島県喜多方市塩川町遠田字東谷地1735番地　市営御殿場団地７棟202号
債務者　佐藤　昭子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
群馬県高崎市井出町673番地　福島ハイツＡ－105号
債務者　矢嶋　　梢
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第６０２号
埼玉県狭山市富士見２丁目４番17号　勝田富士見コーポ201
債務者　坂本　正美
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６１０号
埼玉県川越市岸町１丁目47番地４　47番地ハウス102号室
債務者　伊東　　淳
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６１１号
埼玉県川越市岸町１丁目47番地４　47番地ハウス102号室
債務者　伊東　淑子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２２号
埼玉県比企郡川島町大字畑中785番地
債務者　大澤　輝彦
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第７７号
新潟県三条市林町１丁目３番24号　コーポ清光２階６号室、前住所新潟県三条市本町６丁目13番３号
債務者　高橋幸治郎
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第２号
石川県珠洲市若山町中35－46－１　角安雄方、住民票上の住所石川県珠洲市宝立町鵜島21字22番地
債務者　谷内　初美
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２６年（フ）第３８６号
愛知県岡崎市法性寺町字猿待60番地３、前住所名古屋市中村区名駅南３丁目９番５号　スクエア名駅南907号
債務者　藤村　泰輔
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３号
北海道歌志内市字神威241番地１
債務者　高野　光雄
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第７号
北海道滝川市緑町２丁目７番19号　ハイツ松本№５－１階右
債務者　秋元　晴美
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
岐阜県多治見市大畑町西仲根１番地の309、従前の住所岐阜県多治見市小名田町西ケ洞１番地の136
債務者　井戸　健司
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１７号
静岡県富士市十兵衛297番地　ルーセントワン101号
債務者　小野　靖佳
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２号
長崎県対馬市美津島町大船越461番地１
債務者　中川　雅利
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２６年（フ）第５１８８号
大阪府豊能郡能勢町宿野435番地の274
債務者　青木　幹人
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４４２号
大阪府東大阪市新池島町２丁目２番31号
債務者　中川工芸こと　中川　廣一
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部